

令和8年度 指名停止措置状況

指名停止事業者名	所在地	指名停止の期間		指名停止の理由	要領適用条項
株式会社大林組 名古屋支店	名古屋市東区東桜1-10-19	自:8.4.10 至:8.5.9	1月	株式会社大林組は、同社が代表構成員を務める共同企業体が施工中の「中央新幹線第四南巨摩トンネル新設（東工区）ほか」において、令和6年10月4日に発生した労働災害に関し、所轄の労働基準監督署に事実と異なる説明を行っていたとして、令和8年3月24日付けで同社及び同社社員2名が鯉沢簡易裁判所から労働安全衛生法違反によりそれぞれ罰金刑の略式命令を受けたため	要領別表第3第7号
ユニテック株式会社	名古屋市西区丸野二丁目10番地	自:8.6.12 至:8.8.11	2月	ユニテック株式会社は尾張旭市中央防災倉庫新築工事において、契約工期内に工事が完了できず、32日間の履行遅滞となり、本市と締結した契約に違反したため。	要領別表第1第4号
日本ハイウェイ・サービス株式会社 名古屋支店	名古屋市千種区内山3-26-2	自:8.6.12 至:8.12.11	6月	首都高速道路株式会社が発注する特定道路清掃業務において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和8年4月22日、公正取引委員会が違反事業者4者を公表するとともに日本ハイウェイ・サービス株式会社に対して排除措置命令及び課徴金納付命令を行ったため。	要領別表第3第1号
富士通 J a p a n 株式会社 関西・中部公共ビジネス統括部（愛知）	名古屋市中村区名駅1-1-3	自:8.6.26 至:8.7.25	1月	富士通 J a p a n 株式会社の元社員が、当時勤務していた事務所等で企業の営業秘密を不正に持ち出したとして、令和8年5月12日、不正競争防止法違反（営業秘密領得）の疑いで埼玉県警に逮捕され、同年6月1日に罰金 30万円の略式命令を受けたため。	要領別表第3第7号

令和8年度 指名停止措置状況

指名停止事業者名	所 在 地	指名停止の期間		指名停止の理由	要領適用条項
富士通 J a p a n 株式会社 東海支社（愛知）	名古屋市中村区名駅1-1-3	自：8.6.26 至：8.7.25	1月	富士通 J a p a n 株式会社の元社員が、当時勤務していた事務所等で企業の営業秘密を不正に持ち出したとして、令和8年5月12日、不正競争防止法違反（営業秘密領得）の疑いで埼玉県警に逮捕され、同年6月1日に罰金 30万円の略式命令を受けたため。	要領別表第3第7号
日本郵便株式会社 尾張旭郵便局	尾張旭市向町二丁目2番地1	自：8.7.9 至：8.8.8	1月	日本郵便株式会社東京支社が発注する郵便物の回収業務の入札に対し、便宜を図った見返りを受け取ったとして、令和8年5月20日、警視庁捜査2課が同社元社員を日本郵便株式会社法違反の疑いで逮捕したため	要領別表第3第7号